

基発 0210 第 2 号  
令和 3 年 2 月 10 日

別紙の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が  
具備すべき基準の適用について」の一部改正について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則第 34 条の 3 第 2 項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準（昭和 63 年労働省告示第 76 号）第 4 条第 1 号において、試験責任者は、試験計画書を作成し、運営管理者（委託を受けて試験を実施する場合にあつては、試験委託者等を含む。）の承認を得ることを規定しています。

また、この承認に関しては、「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」（昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 603 号）において、当該承認を受けたときは、その旨を記載した文書を作成し、運営管理者又は試験委託者等の記名押印又は署名を受けた上、当該文書を試験計画書に添付することとしています。

今般、テレワークの推進等による多様な働き方の実現に資する観点から、当該記名押印又は署名を不要とすることのほか、所要の整備を行うこととし、別添のとおり都道府県労働局長宛に通知しました。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員又は傘下事業場に対し周知いただきますようお願いいたします。

また、安衛法 G L P 適合確認を受けた試験施設に対しても通知していることを申し添えます。